廣益俗說辨

自十六
至二十

人物補遺　近世　地理　雜類
人物　官職　文籍
器用　音樂　畫圖
歲時　佛家　神祇
畜獸
魚蟲　別用書目

前編尾

4
775
260

イ曽4
775
260

廣益俗説辨巻十六 人物補遺

公卿

補 小野宮實明賢人ト為ル説

補 大江匡房道理非道乃説

士庶

補 小條師時小条宗方ノ怨霊ヲ害セラル説

補 右田道灌子息ヲ悔ル歌ノ説

補 大内義隆方角ヲ忌説

婦女

補 小督局名言乃説

補 白拍子微妙孝行乃説

補 賛岐局ノ怨霊小條政村ノ女子ヲ悩ル説

補 楢葉花とそつく〻蕚をとしかの流

廣益俗説辯巻十六 補遺

丹澤長秀 輯録

此巻蒐輯遺漏編中者附録人物部之尾
故與各條不次第見者勿誘

公卿

補 小野文實明賢人とうとうる流

俗説云小野文右大臣実明若くより学問ふかく
きこえる文筆かきふ小野家代々名儒家也文徳
うとうみの賢人ときこえ〻ふかくして
ゆるさせかへつるあさけ
らく家伝はらして後徒
簾乃縁まうかるとて
まうけるとこそ見ゆ
先れを制しそけさ皆所

ぞ時節なりとれヅく車にのせて出給へりすこしも家
財をとれ出さず此先より狄のつゝし賢者の名あらはれて帝位
にのぼりてそのかまゐ感じてあされりある人後は
大臣と為給へれハわづらひなし不思議ぞてはなはだ
あるをもそらふあらハ天の災なり人力をもつて防
ぜずハ是より大なる禍ぞ一てふかなる家一つとおもハんまに及
らんと云まてける其後中にもまたてかゝるべつぶ間のあひたる人
なり給へれハ此ふに賢人なしといへれ候やそまいらり
今按ずるに此心は宋明賢者ともいへれ今に伝はるそれと
云ハ備はる也孔子尭舜禹湯文武周孔の聖なるも
執孟程朱の賢なるも見つらし能ともいふべからず
賢とハこれしらべ故さらに徳行あるまれハ称をられとも
聖賢と称そ徳行あられハてらふとも其名称をうせん
聖賢のかまれハそらくもて甚しかる事になられ又火の

災ひの起りにつゞけるとそのまゝ病みて去にし事にもなりけるとぞ
災の其ゆえあるハ天災なりあれとけさいかにつゝしむとも大なる
さいわひあらんと云れしてまた非なり家人に命して火の用心
まで消しめさせゆるしなくんハ天災ともいふべしかんや消
んともせずてやけぬるハ人のなすにてまことなり又かゝる故
なまひきたえさりたまれハ此ハにて賢人とよばれ給ふまじきと
此家ハ愚人と申せるか伝ふるやなりけるものなるべし

此説老牛集
其江匡房の
初よりこてすり

補 大江匡房道理非道の船の説

俗説云大江匡房中納言太宰権帥になりて任に趣むく
時船二艘ありけるに道理まても乗りてその一艘ハ船一艘に非道の
まて積る物とも同一艘にのりて伝ふる所のうちの道理の
船ハ入海し非道の船ハ恙なく渡りけり江帥いえ気の毒に
世たてや季に成ぬり人正直なるはすきと悔ける事
也といまさんきれに此くつらくのわけまてりなかや

今現ゆ小ゆ流行のうへ〜同くろふ小むり〜東漢の樂羊
子金一鉢を路小〜むろひ行く〜妻にあ〜ふ妻ゆいてく
志士ハ盗泉ゆ水をゆまず廉者ハ義来の食をゆ然ハ
いそんや於ゆ〜ゆ拾ひとゆ〜を行をけゆ〜やとゆ
志ゆ然ハ羊子をゆ〜ゆ小ゆひて金ゆ拾ゆ〜ゆ〜ゆ小ゆ東漢
記 又呂氏春秋ゆ東方小士あり爰旌目と小ゆ拾ゆ小ゆ
ゆて途中ゆ〜ゆ〜ゆ飢ゆ人ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
飢又と小ふゆ〜ゆ〜ゆ盗ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ小爰旌目ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
ゆの者ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
爰旌目ゆ小ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
者義ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ

士庶

補 北條師時小条宗方ゆ怒昊ゆ害せ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
俗説ゆ小條相模守貞時剃髮の後摺の相模守師時執權
乃連署とゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ小徳治三年七月ゆ〜ゆ〜ゆ小
ゆ孫孩河内宗方ゆ七昊ゆ〜ゆて師時ゆ小恨ゆ敵ゆ〜ゆ〜ゆ
ゆ〜ゆ〜ゆ聲ゆ人ゆ耳ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
ゆ〜ゆ後ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
ゆ忌ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
師時ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
長刀ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ

医房民の財産ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
人ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ

胸のあたりを刺さるると覚へ方々化倒も無とくくこと一汁をり
行てそゆく終人を家内上下あてぬるを化多子行れ
知らやく人うを化物をてかるしかを日の養母とも
仕わふ事をれよりあり

今先儒乃説を考ふるに良霄死して鄭国に禍し彭生
死して齊襄王に禍せ〜さくひい道理の中の一段の理
なり人の理を以てせ〜こと理をたるて孤也魂の不
可魄なる若は其こころの理はさはさはるにて不移
滴よふ〜〜死ること滅く解を憤結てこれを
うこと何を以て孫氣人に觸深て鬱鬱をなるあり色
すると化鬼神の変すして常の理はあ〜に古戦場乃如
き物よりの物とハ陰〜陽〜まするを妻慕して開
と現〜聲を發せあり正成得く怨〜魂魄と怨
みく死る故魂魄教をるを生ゝ〜をるを

子路神及小死して妖をなる屈原非命小死して祟なく
孟々達士ハ死せ一理なるを知く〜なり一氣とこと〜を
化せるる故なり良霄鄭生ひこれを矢なり憤恨の
氣教をして雙言獻を鬱ふて鬼祟のものなを化て
小石ひのこを死よ仍〜宗方もの多くひを但〜論衡
大將軍灌夫亦相田蚡田蚡
なるして田蚡疾あり
病九竇見るとあり
に死せり亡霊必雙言を後
と死〜茨幻のあるを宗方
眼とやあるもの宴中に
ゝ灌夫乃屠死る是
ゝ灌夫ゝ師時宗方と教〜後彼非命
ゝ疑ひ胸中を凝て疾
ゝ〜〜〜聲を成〜ゝ〜ひゝよ
死を見ゝ〜ゝ生の死なあり

補 左内道灌子息を惇教訳記
俗説云左内左衛子息を抱て一周忌をよろこぶ うめく

みすかし此月日のあしければとてむかしハ左浣の女児
こそのちふりまし此も今こそもわかるる浣ハよろしからぬ
今按ずるに左浣の子息にさへあしく孫あり 慕京集に云持統
妻三門にまかり侍る子と乳乃母やまてそうあひはらふつよて
のちし後のわさも いとかく孫のこれさりたまあひよりて
いちあるり来れハさらり此ハのちの外へあしく此をしつなき
かくとかくてよあかとふしひつうかりける あけりしくきさ
うしゆし此月日のあしければこそのちふとむくへて相妻々不
亦のちふりまして此もいまさてもわかるれハよそ/\ひくきあ
とあり考へしるし

直道案大内義隆忌方角ノ説見甲陽軍鑑ニ

補 大内義隆方角を忌説

俗説云大内左京大夫義隆ハおもひよのほか大名にて周防国山口に住
居せられ武名をとわすれて花車を好みて何事も物ずきハむかし喜し
く家人にも仰せ有けるに家ニ水性の者ハ不水性の者ハ東火性の者
は南金性の者ハ西と定め若土性の者金性の子孫にある附ても
西の方にあつくかかり

今按ずるに大内氏のことに限らず今の世にも此くひの者あり
或ハ家をたてそ地をとらんるにも東北の間ハ鬼門なりとて寅彼方ハ
金神なりとて 鬼門金神の事詳に本朝俗諺志に出ス 土用ニハ土をうごかさず水神荒神の
祷疫病疱瘡の咒符送男女の相性葬送の友引
命鑑判にまよふて足袋見鳥啼雞乃宵鳴犲の長吠
幽霊妖物野狐金花猫なとと恐る死暦ハもとより理なく
ゆれとのあれハさもあらんか武夫のかくのことき八見る目も
あさましくきく耳をもけかしそし若夫是等にみ理をわきま
へ吉凶禍福もひとへにわめのもとさいもいひまうく万事万物
まへくここなるせハ宇宙のあいたにそひくかならまし
かるむや

婦女

補　小野篁名言の説

俗説云小野篁ハ賢人なり　あるとき世に
あやしき札をたてたる事あり　其ことばハ
よみ解人なしと云に篁よみ解れハ万言万當なりしかは
よみて見せけり

今按ずるに小野篁ハ淫婦なりし　此比隆房に通じ後
に内裏にめされて帝の寵をうけたり　此説隆房にあひ
半年に隆房のうへに語る艶詞のうちにあり　隆房小
云々とあるにかなへり

補　白拍子微妙孝行の説

俗説云宗教家北面判官義貞か宅によび京都より
下向し白拍子微妙といふもの出来り　二十をうつまて

容顔美しく歌声すぐれたり　義貞白拍子ハ漢朗の声あり
てめでたり　作りぬる歌ハ微妙かよみける歌自筆にかき作りてなり
教家見られけるに　作者に尋ねるに其人ありけり
さらにその子細を尋ぬるに微妙申けるハ
去る建久年中に父右馬允為成浮浪によりて獄舎に禁
獄せられ其後奥州の夷にあたりて奴とせられたり
其のち母ハ白拍子となりて京に
て下りしに父の為に教家にたのみてをどりける
に其奥州へ人をつかはして尋けれども父ハ死したりと
さらハ微妙そのまゝ尼となり妙蓮尼といふ
今按ずるに微妙が父を慕ふ志ハまことにあはれなり
孝とすべきもの也　孔子曰脩身慎行恐辱
先也と又孝子としてハ一言一行の拙きその親を辱しめん
ことをおそるゝ父の名をよく末代まで知らしむるなり

よて白拍子となりし々名化粧して大よ父母をとふ
らめらり名言かハもあれかくしあれ父母を慕ふこころさへ
あせけりし世にハ千丈の堤も螻蟻の穴よりくづるといへる
ごとくハいかなる世界をもかれそんじつくし侮し光婦の
くるしてゆくこころなり

補 讃岐局か怨灵小条政村か女子に取りまつる説

俗説云文應元年十月十五日小条相模守政村か女子となれく
乱ひとなり口走りしけて、いろいろわせしハ元比企判官能員かむすめ
讃岐局なりしむてあつく大蛇となり比企谷の池よ
すみさゆえにかさなり政村これをあはれみ僧
ば請し此写の法華を書し兆跡にうつしたれは物の怪
さりぬとなり

此論ハ按るに陰陽の精爽天地のあひだに流行するを
鬼神とハいひ人のまかくなるを魂魄といふ鬼神と魂魄

とはゆかりしがれハ形よ応じて流て散ずり死するにはな
んてハ大虚に帰して一つなりされともたくしき人の臨
志ひハ火のきえて烟なれよ似たり気も人ハ哀よひりて
死のひらくくらし気をしかなる人怨恨を抱て死せは
散らくその気すね帰しかたく気ともに有まてしちくさ
とのふはさ人よりてあらそそくハ秋まなりてかつ死
がらなくしいく年まれまありぬつへともハ化うれ
憾ともるハ又ひとの霊をせしられハたなり昔漢の李夫人
死して呉武帝よまみゆ 世ニ云反魂香の事なり白氏文集李夫人に出 されはよりて
武帝詩とはくりて是耶非耶立而望之偏娜々何冉
冉来遅と賦せり 此詩古詩帰白氏文集に出 後人李氏為人奸謟邪妖
なる故まかくのことしやそしもあり況や讃岐局已か不生の
一幡君の凶家又忠能員及一族ことく死に依か為に殺され
憂憤して死せしかハその怨恨の気凝て教やん政村か女子

につさーるん[illegible]と[illegible]大蛇と再せしーるとふ[illegible]病平の
繕語をもつて[illegible]俗ようて又夷熹佛経よりてうーと
いふたるかーー平家佛化い多つとたるのうと[illegible]
ようて彼の声を蔵してこの海を[illegible]の氣数ーをうるり
李公の吳爆ねるおるるれをへて人をのう精邪とあつめて感ふ
てかしーるとかし[illegible]
すうと彼をうを化に感あり風俗面を載勉君神
李君邪韓父を載水居堂乃類をうをれとも邪と旅き
正位捉け論年取舎をるようてい安賜公暦の者の
うーひをうこうあうも

補 棣棠花とをつ〳〵葉なるたとしー欠たかる流
俗流云右同道灌狩より〳〵れをうと北中まて[illegible]あひ
五民の家を立ようて葉をかーーをうをもうを賊をを人をうる
うかとしふをとをかーてたまをーえをわをうち書道流の
第ををうこれハ歌より 七重八重花をさけともやまぬ

をのをのむうふふををあやーをとあををうをを人葉
をれをかをををういをやをーをを海をう
今拾弱より後拾遺集云小倉の家をすみかうをうをあ
先乃ふを家を日葉かうを人をかうをれいやまふ北をを
北打てをーを分かうをとをえてまうをてみの日やま
ふをのをうもえをうーひををかうを華
に兼明親王 七重八重ををけともやまををを
むをうふをのををあーー北山説北あやをうかをうを
ををーー賊が兼明親王の歌北の[illegible]
あやををはをーーをうり讃古事談より待賢門院法
金剛院はうりて市幸をうをうを棣棠と云法師滝
のかをををうを北ををををーー一首のうを北書をうけを
云をてをうををはをあをのうをうの北をよをの
をーを二條長寶をを北あをうて和ををけを

[illegible]

廣益俗説辯巻十六終

廣益俗説辯巻十七目録

近世

近頃敵を先敵討の説

篠井半十郎敵討の説

ある者他の罪を我身に負説

[illegible]人従士の出奔せるとその子を遣してたづね求むる説

[illegible]

ある人軍学者に評を問説

塚原源四郎父の敵を討く説

廣益俗說辨卷十七

井澤長秀　輯錄

近世

以巻ノ八ノ物語ヲ少テ海内まゝ〻皆已義記ヲ云ヒ
て人の害となることあるをもつて俗語にもすき者
ゝ文極〻早使なり又ゝ人元祐中ゝ

近代動元敵対の説

儀仗三年に病ある国の頼朝公伊予帝と
以者嗔恚と及ひ伊予帝動元と対て元ゝ攻伐国治て
名武威脇自宋ゝあ〻ゝ汲術を指南して渡世を動元つゝ
動〻元天の敵とうせんゝ名流門ゝ於ゝ武徳ゝ知て自宋
うゝ人となりいゝ為ゝ人ゝ称ゝ自宋ゝ為て祭まつ
らひ十九一生ゝ為祈りゝ動元ゝ為ゝ元ゝ為ゝ元ゝ看病し
数月ゝ為て金〻元動元自宋ゝ為ゝ元ゝ為ゝ元ゝ為ゝ元ゝ
うゝ元ゝ為ゝ元動元ゝ為ゝ元ゝ為ゝ元ゝ為ゝ元ゝ
んゝ為ゝ元ゝ為ゝ元ゝ為ゝ元ゝ為ゝ元ゝ為ゝ元ゝ
ゝ為ゝ元ゝ為ゝ元ゝ為ゝ元ゝ為ゝ元ゝ為ゝ元ゝ

病ー快気の祝儀を祝ひそういさ弓常ふうちをしゃうんとうはは
自宗を後ろ〳〵山岳をうとして門方のひろをして奴方刀をぬきも
ちうえん〳〵工切ありひあり自宗行ようひうんのうちうち刀とのけ
をを〳〵物を夫方の奉ひ刀のうさ〳〵今度の病中ふんをつく
ちく〳〵看病せう〳〵孫ー感をとはまゐ〳〵孫ー対をゆを
うけうをとと首さ〳〵ふへうう動元ありうんををちうはは
をををうかく情ある倍弐対をかへつく天七罰あうんを親の
かつ孔のれはをを〳〵屋さやうあうれも一旦のうをけまろく
命弐あすけまひ〳〵をうとて奴方ふをわるを者ろ共ころはあ
人ふゆをひを見空人ををふ感せぬはうう〳〵とを
今桜ふ小動元父う歓とうをんとを歓ふ人をうを
あへを孔ありをふ和ひう〳〵靖襄子翁伯をふを翁伯う
阿藤襄ふ小添をぬつく炭を呑病人ま神て歓を移〳〵ひま
方人藤襄をいを見を〳〵出方智伯ようへん弐ゆうんを

一をう〳〵対元〳〵ふ藤襄をうて質を奈祢信ををうて
を弐数をををとをひれを見ゆ〳〵ふうりとひくをを
をををうを弐ふいを歓のをあふうれうを弐奴てれる
へ動元をうををのうを歓のを人をを対ふ者弐
弐するの逆罪のうへをを又自宗動元う者志あれ〳〵ひう
疾弐ゆうをれふを感ー首弐伸てうをんとふふを非な
つ其身ハ父母の送弐るれハ毀傷をんふを弐ををとふ
屋をふ〳〵ふあうを面理をうを又動元自宗う言め
て〳〵命を助て非うをれ歓をうハ父う難言うう歓を
ゆうをは私の色をう首弐の屋てをうをんを〳〵ふ感ー
あをうふ天を、ををうをあるをあをわれをう色なをあ
れをを知て父あるをふ弐動元をうをうう畢竟不学れを
あふ〳〵れうをつふ恨屋ー
藤斗宣十郎歓対の説

後後ハしく中ころ京の商人篠井半藏ハ梶原平三郎と喧嘩に及び
平三郎害せられけれハ此のさわきに迯さりしが半藏か子半十郎
ハ此ころ歳なりしが十一歳より父の敵をうたんとハおもひしが時をまち
つゝけるが十七なりし隣國のある寺にて法談ありときゝ其家
れハ半十郎も其座に在りしが参詣して聴聞の僧も座にあり
説法ひらき講釈の後独座に向て申やうハおもふし拙僧は
そのかミハ其国のものにて梶原平三郎と申せし不慮なることを
まて篠井半藏といふ者を討てたちのき出家となり
僧と成懺悔のため五重の罪をかろめんとすれハ法談の上まてか
くやくにかゝれりしかる所に聴衆の中より十六七なる男すゝみ出て
拙者事ハ梶原平三郎をもとめしこそ篠井半藏か忰息半
十郎なり父の敵なれハのかさしと飛かゝりかの僧を一刀に
きりころさんとするを見て座の衆子聴衆ハ半十郎を押へ
出家の中にたおけしかハ腕まてより人と添て本国へつかハしたり

人にわたしけるが国のしきたりて僉議し殺さハ半十郎
父の敵といひて討たるハ尤なれどもかれもとの武士
あらぬうちをかへて佛祥同前の出家となりたるを切られ
それはみだりて悔しかれども父の敵討なれハ刑罰にもおよばず
これを論するところ死罪は免許して国中を追放せ
せしく国境をこし京師となり
今按るに半十郎幼ころ父を討れて敵をうたんとて数年
辛苦して尋ねし敵にあふといへども出家となりたるに敵
のがるよりかへりこそ梶原平三郎なりと名乗て半十郎が
孝心天に通するが故に敵の狗中にやよりて託宣し給ふ
ありとハ武運にかなふ所なり但し敵も神すれハ
うけあると高名とハいへどもそこへハ虎狼に劔をとこ
ろされんに加ていハ殺生されハ討にたよりてゆるさんや
昔漢の蘓不韋といふ者司隷校尉李暠をころして父の

けるをしへおもしろき事なり其かくしたる叔李暠が妾
に其小児をはらましめ暠が父母のはゞかりてかくしおかしむ
士大夫藕不葬が事を為ばかして郭林宗に是非を論じて藕
不葬をあしくする事は我よりうまれたる子をうしなひて其小
姆なし伍子胥に比するにはあらずひらかしと思はゞして
外しかれどものちはゆるしおほ[illegible]又わが身をほむべしとあ
に婢女小児をころしたるをほめて義者の十四し
者なるに於てもいはんや儒者なり
されば是は其心ありやいかなれば欲むる
よりの儒者にも又は身をあらはしては謝へしまして儒学と
こゝろし命をおしみて此けの是儒とおもひ欲
謝にもなれば理にあるなりの儒とあることのはこゝろざしあり
ら臆病のゆへにかゝる人をころすとはいかで海にうかぶ
一篠升も守君のれが孝心の神に通じそれ感じ

武運の冥加をうしなひたるものゝことなりて追放せし

あるいはゆるさるべし

ある者他の罪を我身に負説

俗説云いにしへある国に二人の賊男あり一人は小盗
とて日傭をわざとして独身なり一人は甚七郎とて家富
る旅籠屋なり然るに甚七郎が家より火をいだして隣家
の小盗が方より火災出来と聞てかれよりこれによりても
此の所より二人の者を吟味しけるに小盗家がは甚七郎
が出火しきりと申なるゆへかれひとしく訴へ出し
きびしき詮議ありしかれば甚七郎は妻
子従類おほくの者ころさるべし小盗にてあらんとわが身に
うけて死をつとめてあまねくに其出火の罪を
おひしかば小盗は其後無罪にて甚七郎はそのうへ科なし小盗
がことを子細あらはして二人ともに御ゆるしありて後に小盗が

あらさしこれを貴賤上下ともに感ぜぬなり
つゝしみなり
今按るに小貴賤ふるへるものはむしろ又あの
遂體なり古訳よ わもとあらつて其人
忘わさてのこなるかゝみとあらはしあり親こと
ちく深淵よのそむこと高氷と恐むこと
月と塵芥のこと〳〵よかろ世〳〵のとゞ世ひさしけいつ
ろうとのこなるく刑をもんと世ろ人間異の
とのやはいひなるあまりふあまり世ろ世なりまる
ろ世ろ意ゆくして中すきれはいろまるさも
意ゆもこの出奔して人は他をうろうくしてく
則ちよ首位自人もろうかつ〳〵かるを世意ものを
えうろはいろなる長医なり
ある人位士の出奔をるを長子と遣して尋ねしむる説

俗説云中なる人の家罪科ありてきゝ取ふさえ母
つゝまかのとの出奔してを遣ろうを若科人
子近男ふ所と知るとむそるちろ京師ろ父強所て
ゆそるく意次ゆよいゆこるる尋ねしてる
しゝやるこれ意はかこやり作とて父ろれ長母
家よゆさを若ろくの仰ようて御仕出をろ
孫位ひうへいろく〳〵ろ居ゆさ所ゆ母ふ切仮
すゝゆをとすゝ知て腹をきゝ殆くひ世を若ろくま
ひろり其男則時ようとうり切て知家ゝろ一説ろはて
俱ふ仮切てて
ゆきとあり そろかのろしろまひ志孝母ろるろ
まつゝゝ感ゝけるろ
今按るに小ろ人節奔ろ者世ろんとあり別人とし
て尋ねしむゝ世ろる罪人ろよ命するとろて
ろろ仮件人又犯の旧功あるろ又は其身の勤労あるに

よろこかるゝいうまりして世をけゝるとも家の法度
と背きるとそのまゝさしかんやゝもうれいたゝくやうなる
すゝ化ふかけ為して逝去をまくも居きるとさこ位あを
仮人号をつ系くゝ人の耳よいゆくゝとれいころでいう
かゝとさら放そるにいゝ海とこゝするあつくかくも居るを
角孫よをゝ主人のつひしいはゝゝせて主君をもの上心成
面しをゝとゝ滅ころせるの事なり共なゝと父をつもてい
つゝいかゝさゝ敬やきるゝ仇なるけるく父に腰をゝめ首仇
切しゝ実を敬をゝ共罪いつゝゆゝしむゝ寵の
世仇をゝ化ふ時よあるうして聲聴罪と化さんこいゝと
ひゝまある人海しゝく寵いゝ天子の仮仇をゝ聲殿
と負て行まゝ海ゝんとゝつゝこれと考へく彼者う
不孝をきるゝ
名と惜ゝそ世と教をゝ

儒説三年あるあ孝懐ゝかの身をなりて本国の老母をう
仇ふゝ立化国ゝいをゝ孝ゝ孝ゝれいあをむゝ忍むゝ面面
ゝ海るゝ道のかゝをゝる盗人なりゝて赤ゝ志ゝりつきて面
仇をゝ仇とのあり志ゝるゝて見色いれのゝかをりかのゝるひ
いゝりして面すけてゝもし思案をゝくゝせゝしをんをゝ
ゝ上いい仇ゝゝをゝ盗人志面仇方にあゝをゝんゝり仇ゝ
ゝかをゝく仇をゝるゝんゝ仇ゝゝひ刀をゝくゝあをゝに附
居ゝる者人ゝをゝをゝるゝをゝひゝかゝゝくゝひゝをゝをゝゝけゝをゝり
迷ゝゝをゝる者人ゝをゝえのゝこゝろゝかゝりて盗人をゝんゝふ
首をゝれいゝ歌ゝゝりゝと并ゝれゝゝゝゝゝゝ首ゝふゝて世と
ふゝ仇ゝゝゝかの士いゝかゝゝくゝひゝをゝゝゝ辞ゝをゝ人ゝ方ふ
切りて方衿と相乃人ゝゝをゝゝかゝゝ不孝の罪
のゝをゝゝゝかゝゝふ孝ゝ勇仇ゝゝゝ君ゝ法ゝふ面を検ゝ
いゝ面をゝをゝまゝゝいゝ仇家ゝゝゝかゝ後世をゝいゝゝゝれゝゝゝ

これハ至孝にて、彼か為孝行の志哉なり。母を生てをきたと
きこそせんなりハ首を切て名をかくし形をなきにうつさし
器量よのつねに抜群せりとて、大小の役人も是を賞して仕
官しぬべきところ忠孝兼備の士と執成して来るとなり
今按するに此士か所為不孝言語に及ばさるなり。其故ハ昔
宋の徽州の鮑寿孫といふもの父賊のためにとらはる。賊是を
松樹にしばりつけてころさんとするに、鮑寿孫すすみ出
して父か死にかはらんとて泣ければ賊あはれみて帰しける。
命をとらすけるにあはれ此士も母か命のかはりに
なるへしと見ハそむきてその刑にかかりて死せらるや、親のため
には名をかくして命をもすてるに及はさる事なれは
猶親を切りて名をかくしたる事を孝行とて
其罪兄弟刑に当りてとあはれみとうとうまて其
親か母を葬るところハ見てもよそに見て退けし

伝ニ白楽天ハ烏の反哺におよはさるを恥て 昔有呉起
者母殁喪不臨嗟哉斯徒輩其心不如禽と賦せり 若
母を切りし者などをは禽獣にもおとれるへし。かかる大
罪人を孝子と誉て侍るは不思議なり。変に於ては
に及ふときハ主君親といへとも切てまいる
とのあり然るへしなくむ事し

ある人軍学者の評を談説

俗説云、何某諸侯の許に他国より軍学者来りて奉公
を望みけるに、彼諸侯召抱えんと欲せられしとに近習の者
いひけるは此ころ軍学者か宅に尋ね行きけるに、火鉢
焼く居たりけるに薪をつき見ければよのつねの焼木を
つかハ大事の薪をとりおろし焼けつつ居たりけるは、いかさまにても軍
学もさそしかるへくむなしく候とて抱へらるまじきとて
今按するに是理とおもはされ共たしかならせにあらす挌る

とうの理一人まて今く城をもつかし城をく仮失さるあり
後く城失さるあり第とへ隋侯の珠は寶なれとも蠅と深
くに泥丸は[illegible]漢郡の劔は利なれとも兵弧射は謙な
ら虎象名馬とへとも風と流とをとらに猫はうに猿よ
くに水は魚と水は人角は魚鼈はうとうとに其はうに
とうとこうしてそ城をうこうに城そうは車とうよや
つ船と陸を行て用は異なれとも文育なる人の
法すると無く如是の遠は明しく紫皆すんはあるへうまて

堀系源四郎父の歌と対する説

偽伝云中こうの山の国の諸侯乃家人赤星平兆傍業
堀系源義つと対て遠電は源四郎歌とうきんと
此之ひと若は若てうちんとれ孔とこうまを若化国人乃使者
とはつきとも北ゆく北こと北石ゆや医平はて所の者
さこれあつまりて旅人家るして後入きう某よりうよ

うに源四郎これう見るふ又歌平兆なりうとうとも若命
にうて仕とうひ弱文人同分なる者とうつきを理なしと
又ひ某はうとして所の者とうはうえは山某と用ひ西郎つくえ
見ると一ゆて一通の此と拾一通うとうう平兆某とのと
西郎とうかの此と拾見一源四郎うこうと感一宿
所ゆさく陳述一源義つ墓の前ゆく切腹一兵
源四郎うしゆくして音城石信ふそのんなる国中の
なりく源四郎う歌と対うはうはうきまれうや
感ひ此とうはうはうはう

今按那の源四郎父とうれ一こと兆名日うあて神ふ
名兆法なりうとうはうあ所うはれとそれるなる又
落るしうはんあひ此とも使者の拾とれと兆邑
うとうのふしうれはうを名なりとそんうとの
うへ此とはこ一事源うしてあやまりうの某はれ事分

さいらくまちて正氣ふなまとるとさなんそうさるかくらし後使と遅滞しまうちくうえ気ず動搖せさうくとも觀のうちえ身と勞ひミにあらそ志ろ所謂よろこう肯所謂ひて眼前乃歡所おろそしハいとロをし又は附うちとられも已ら方よ向うとおろくさらや志ろ所おめくとして歡よ驗とさし皆いあしけよ死骨とさらむ所ふ絶し志ろと歡とさくさらハうちくろままされうと威せしハ皆也乃國とハ志ろ於もいよ行く武人不吟味の風なるへし

俗ろよあやまり俗ふ家系は出るくひお説あけくかさくへくし爰よ出せるハその世にとの所記それのこ餘ハ類して察まへし

廣益俗説辨巻十七終

廣益俗説辨巻十八目録

雜類

地理

補 豊蘆原中國乃説 附黒歯國
新 扶桑國乃説
同 君子國乃説
同 若木國乃説
同 東海姫氏國乃説 小補
同 日高見國乃説 小補
同 常世國の説
補 速吸名門乃説
補 筑前箱崎乃説
補 秋田城乃説
續 陸奥壺碑乃説

補 信夫摺の説
補 手譚池忠説
續 古井小寿の説
同 塩井の説 訂補

廣益俗説辨巻十八

井澤長秀 輯録

雜類

地理

補 豊葦原中國の説

俗説云ふ所の豊葦原中國を中華と唱ふるは日本紀考証に

中ふるとの説は非なりとなり

今按ずるに倭國より称して云ふ葦原中國とは定めがたし 文會

筆録に山陰道加茂郡に倭海と云ふ

云ふ倭は中国にて云ふ

中國と云ふ倭は紀考証に

秋有高下無適而不爲中と

程子論天地日地

新 扶桑國の説 附黒齒國

俗に扶桑国ともつはら日本の称と覚しうることあり
あるひハ日本とも異国と覚しうる者あり
〇西峯松下氏云扶桑ハ東夷の国の名東海の内にあり日の出る所
近しと記するゆへ俗あやまつて扶桑を日本の別号とす杜
氏通典に云扶桑ハ大漢国の東二万余里にあり其土に扶桑お
ほし木の葉桐に似たり初生る筍のごとし国人食とす
今の実ハ梨のごとくにして赤し其皮を績て布とし衣
とし板屋を作り紙に漉く城郭なし文字あり兵甲なく
く攻戦せず牛角あり甚だ長し角をもつて物をのせて
二十斛に及ぶるにいたる車あり鹿車あり国人鹿をやしな
ふ事牛のごとし乳を酪とす銅あり金銀をたつとばず
儀経を制を以とあり世をとつて扶日本の末に考ふに
扶桑ありとさたん城郭甲兵の守あり牛角ハ二十斛に
勝ることのなし鹿車なし鉄あり金銀をたつとび綵縷

の軽重を制をもつて此をもつて扶桑ハ日本の事にあらざる事知べし又
日本を黒歯国といふ事ハ婦人歯を鉄漿をもつて染る故にあ
やまりいふ山海経云黒歯国為人黒食稲啖蛇下に有湯谷（湯谷中熱湯也）
湯谷上有扶桑（木也）といふ事をとりて扶遠と知べし〇
吊桜家に日本上古より此号称し一に云浦安国（類聚神祇本源云安国古語浦安国）
これ四海安静なるといふ一に云細戈千足国軍器具足
するといふ一に云磯輪上秀真国万土に秀出たるといふ一に云
豊葦原中国葦芽発生の盛なるより中国ハ天地の
中にあたる一に云千五百秋瑞穂国瑞穂ハこれ人をやしなふの物
千五百秋ハ祝の言葉なり一に云秋津洲邑神武天皇大倭国に
都し給ひ大和とよぶこれ天下に冠たるし此名皇輿をめ
ぐらして国の形を空に見給ふハ蜻蛉に似たるよつて秋津洲となづ
き給ふ秋津ハ蜻蛉の和名なり大倭ハ上古日神降臨の
地なり故に大日本を以て天下の号とせり

右以蕃如草所載冊之かゝる若木あるとハ唱へて他國の号を以て我國の号に
國史に載せられ若狭桑國の者に尋ねしに掌をうつて笑ふ

新　若子國の説

俗号に日本の本と若子國と覚しきものあり
今按に我神國神代の都ハ数千百歳を経て遠く東の地の
國になり遠論やまこと若子國と称するこゝろ如
なり況や山海經に傳と若子國と区別國としてこゝに若
子國衣冠帯剣食獣使二大虎在旁之人好讓不爭有
薫草艸朝生夕死後漢書東夷傳云方有君子不死國也
仮令我國を虎と使ふ人ハ蓋花茅草なり見を
考へ南日本の号あるこゝろ成べし

新　若木國の説

俗号に日本の本と若木國と号て始ところ
今按に山海經に若木國厌北之山有樹青葉赤華名
曰若木日所出とあり日本とこゝろ近きとあり誤
つて日本の本と定めこゝろ
と相違と知べし

新　東海姫氏國の説

俗説云日本ハ周の後裔なり天照大神ハ呉の泰伯なり
漁して我国に流れ来れて我國にこゝに住ふ
元より日向と名付る國と日本と
氏なる教なり天照大神の像とつくり
國まで殺して流し先の
この年今に至るまで衣服と呉服と
まてハ定まらず穴居北面と泰伯と
め所に世と云ふこゝろ
なり故に人と問ふ法
今按に日本ハ周の後裔なり天照大神ハ呉の泰伯と誤

神祇部に詳に論ありて然し又和海姫氏國と号する事正史に實
錄及神書に曾てなし是ハ好事の者梁僧寶誌か作に託して
妄作皆か耶馬臺の詩より起し説ある誕なり又日向國の
号ハ景行帝の御時ありて日本紀に見へたり（天子部景行帝の條に載す）
後又日本の号ハ日神降臨によりつく号せり又天照
大神の御像を作らる寶鏡と申奉る（神祇部小祇より）事は日本の人見と文字也
申せ及びん（但し此解説を後々よろこひたる者は此像を造り作るへし用ゆるなかれ）又呉服とハ事ハ日本紀に應
神天皇三十七年二月朔日帝天下の人民衣服裁縫の術くハ
しらざるを憂へさせ給ひ阿智使主都加使主を呉國につかハし
縫工女を求めしめ給ふ呉王工女兄媛弟媛呉織穴織四人の婦
女をたてまつる是呉服のはしめなり又呉器と云事ハ
古よりの謬なり御器と書なり 補 續日本紀云御器膳
神宮雜例集云御器長刀禰敢負元（此説物語云奉食ハ御器）
（弥世俗云ふ是の御器）也を御るてしるし呉國より渡てこうとし

神明の事にあつかるはあらん又無恙於説あり易傳云上古之時
草居露宿恙嚙虫也善食人心俗悉患之故相勞云無恙
（尒雅云恙憂也）群碎錄云恙毒虫也能傷人古人草居露宿故勞
云無恙日本にハ年まて那る説なし（此段小補）

新日高見國の説

俗る日高見乃國と唱へし其子細を知人希なり
今按るに元々集ニ云豊葦原千五百秋之瑞穗國者大八
洲未生之以前已有其名雖有其名而無形相強字其形
爲天瓊矛者也 補 天口事書云八坂瓊戈天地開闢始浮高天海原神寶也古語云天逆桙天逆太力亦天乃登保古此皆天瓊戈也太宗祕府云亦名天御量柱亦心御柱惟是天地開闢之圖形。形大深釋云心御柱者天瓊戈之表物也
瓊矛之所成其中心號曰大日本日高見又號曰天御虚
空豊秋津根別後分爲數國今俗所以總合八洲名中大日
本者由大日孁貴降靈故自有此名以八咫寶鏡鎮于
此地即是表其心府者也 白井氏云日高見ありハ高

日國と書給ひつゝ(日乃)俗説にて一不の称なるべし軍記
小模々抔ゆゑ(ゆえ)見聞不合(見聞不合)三神と天津日高(天津日高)空俗日高
とゝ(とゝ)ハ皆貴(貴)の利なり(利なり)帝都乃花咲(帝都乃花咲)皆祝して日ゆ
大高(大高)あらふ(あらふ)と(と)あり考へ(考へ)ん(ん)　此條小補

新　常世乃國乃説

俗説に常世の國ハ仙人(仙人)居住(居住)すると云

西峯松下氏云日本紀云常世の長鳴鳥(長鳴鳥)ありて七世孫(七世孫)命
常世の國に適ま(適ま)へ(へ)ル(ル)　お光命のゆさ(ゆさ)ひし(ひし)常世國ハ化州栗島の洋(化州栗島の洋)と云
神話ありて(神話ありて)ハ(ハ)文(文)武の間小倭(小倭)よりハ(ハ)海(海)を(を)へ(へ)て(て)ハ(ハ)ハ(ハ)ハ(ハ

箱崎　延喜式ニハ那珂郡トアリ今ハ糟屋郡ニ属セリ此地昔ハ葦津浦ト云神功皇后ハ幡ヲ御誕生時御胞衣ヲ箱ニ入テヲメモヒシトコロナルユヘニ箱崎ト名但浮屠氏ヨリハ戒定慧ノ三学ノ箱ヲウツミシ歟ナルユヘニ名ツケタリトイフ

今按ずるに神功皇后の御胞衣を納め給ひし所なりと伝ふ世代久しく明の朝より八幡宮記に云神天皇御産の時胞衣を納め給ひしと云ふ故に箱崎と名付けたるなり

本邦ハワタクサレハ其言ヲ〻〻シテ其歌ノヒルヒニウヘシ松ヲヒルノ松ト云俗ニ蛭巳名寄ニハ箱松トイヘリ

云ふ所の胞衣を納めし箱崎と云ふ所は肥後国にあり

信ニカタシ其歌ノヒルヒニウヘシ松ヲヒルノ松ト云俗ニ蛭巳名寄ニハ箱松トイヘリ

補　秋田城の説

俗説云秋田城は城民の者秋田を頂て故に名付くと

今按ずるに秋田城は東北の管轄其後廃之寶龜十一年復城于秋田知羽州者為城介或時兼鎮守府将軍或兼奥羽按察使昌泰二年罷之永祚五年九月以平繁盛為城介厥後又廃焉建保二年三月藤景盛任之其子義景孫泰盛相継近世織田信忠兼之其為重任可知也此説を考へ

補　信夫摺の説

俗説云信夫摺の説

今按ずるに信夫摺記云昔築秋田雄勝二城以為東北之管轄其後廃之寶龜十一年復城于秋田知羽州者為城介或時兼鎮守府将軍或兼奥羽按察使昌泰二年罷之永祚五年九月以平繁盛為城介厥後又廃焉建保二年三月藤景盛任之其子義景孫泰盛相継近世織田信忠兼之其為重任可知也此説を考へ

俗説云信夫摺の説

今按ずるに信夫摺記云昔築秋田雄勝二城以為東北之管轄其後廃之寶龜十一年復城于秋田知羽州者為城介或時兼鎮守府将軍或兼奥羽按察使昌泰二年罷之永祚五年九月以平繁盛為城介厥後又廃焉建保二年三月藤景盛任之其子義景孫泰盛相継近世織田信忠兼之其為重任可知也

置十二里去下野国界二百七十餘里去陸奥国界三千里此神亀元年
歳次甲子按察使兼鎮守將軍従四位上勲四等大野東人朝臣之
所建也天平寶字六年歳次壬寅參議東海東山節度使従四位
上部省卿兼按察使鎮守將軍藤原恵美朝臣朝修造也天
平寶字六年十二月二日以前古今集に右大臣朝臣とあり
[illegible]

補 手譚池の説

俗説云[illegible]

今按[illegible]肥後天草郡[illegible]云韻府群玉
云手譚池日本國有凝露臺臺上有手譚池池上有玉碁子不由制度
黒白分明○太平廣記云日本國王子来朝瑣言云唐宣宗朝日本國王子來朝善圍棋日本國之
東有集眞嶋嶋上有凝露臺々上有手譚池池中出玉子不由制度
黒白分明冬温夏冷故謂之冷暖玉月令廣義云冷暖碁子冬則煖夏
則冷○又杜陽雜編又載此事○貝原益軒云
冷暖ノ碁子ハ日本ニテイヘル人肌石ノ類カ
[illegible]

續 古井の怪あるべき説

俗説云古井に入ものあるべきいろいろ[illegible]
今按[illegible]怪あるべき敗物ありて井に入ものあるべき
井に猫杓花[illegible]
入[illegible]
[illegible]
陰毒激烈
毒氣あり[illegible]
[illegible]
[illegible]

續 塩井の説

俗説云ある國に塩井ありこれ[illegible]
井となしこれ[illegible]
今按[illegible]
云鹽井者今歸州及四川諸郡皆有

塩井汲其水以煑作塩如煑海法五雑組云蜀有塩井深百餘尺又云青州塩出於北海嶺南塩出南海劔南西川塩出於井永康軍塩出於崖并州塩出於池胡中塩出於木又有出於石御邪代辨偏云伊勢ハ海ちかきゆへ丹出ル地不石ちかなり丹波南西川ハ八百二十二あり龍西西の縣漳縣法南ともに伊勢井あり山ハ永康軍の崖ちかなり出ル地ハ北異の西ハ安邑ヒあり晋州玄中屋門渤海ともに伊勢地あり池。昊州ハ七ツの池あり安陽ハ大小の池あり今州ハ一ツの池あり寧夏ハ二ツの大池あり一ツハ池あり清泥模孫彭亨運度ともに伊勢ちかなり日ハ日ハ永康軍ハ別の玄の考くひあり白礬硫黄丹砂の考くひあり

○人物并官職

續十善帝位乃説 訂補

同朝臣乃説

同射乃説

同上蘿下蘿の説

同被宮の説

同雑色ハ説

同牧士陰陽師の説

同長者ハ説

同百姓乃説 補 姓氏之別 訂補

同奏者ハ説

同大工乃説

訂補

廣益俗説辨卷十八終

廣益俗説辨十九目録

雑類

同　杉子の説
同　檀那乃説
同　宰人忠説
同　検校勾當乃説
補　蒲倉百官丸説

○文籍
補　菅音江音の説

○器用
補　再拜乃説

○音樂
續　想夫戀の説

○畫圖
續　鍾馗像乃説　前補

○歳時
補　七夕丸説

廣益俗説辨巻十九

雜類

人物并官職

井澤長秀　輯錄

續 十善帝位ノ説

俗説ニ十善帝位ト稱スルコトハ

今按ズルニ十善帝位トイフ事正史實錄ニカツテ見エザルコトヨリ

四十二章經云衆生以十事為惡身三口四意三身三者殺盜婬口

四者兩舌惡罵妄言綺語意三者嫉恚癡（大藏一覽輯應品ニ詳ナリ十事ヲ）ノ

ヨリ誤リテ出タルモノカ（一説ニ十禁帝トモ云フ一ツトイフハ浮屠氏ノ説カ）ソモ穿鑿ノ論

トイフベキハ僧尼以下ノ不正者ヲ禁ズル故ナリ　仏教ヲ神道ニ佛

法トイフ俗尼ヲ尼ト云フ同ジクテ余ハ内侍ノ俗

尼ノ俗物ヲ命セラレ女官トイフ　俗ノ如ハ汲電ヲ小ヘテ

ヒヒ尼ヲ上古ノ遺法ナリ俗説ナリ　此段訂補

續 朝臣トイフ説

位百官位位の者也尤てより小朝臣と書れ侍り

宮按ずるに非なり日本紀云天武帝十三年十月己卯朝詔曰更改諸氏之族姓作八色姓以天下百姓一云真人二云朝臣三云宿禰四云忌寸五云道師六云臣七云連八云稲置。日本私記云朝臣帝王相親之詞也言我身隨添之臣也。次位問答云乙巳八位の者と姓小位者て朝臣と書しかとも後多相流より後八禁制なり其二訴まて八又位なる也書なり 延喜式云三位以上八氏朝臣とし次ハ朝臣なとし云如〻三位以下八名朝臣とし次ハ宿禰光朝臣なるとし〻ある位まて八名てうして四位ようハ名の下に朝臣なくなり 五位八四位より下〻臣下の列なるこ沙なり光明なつく云官位位の者を書〻さるるこ沙なり

續 射とうの位

倫問小何為射何為射とあ射とあるハ何答云て〻書とのあり

禁裁曰上臈 續 不謂是非三三位

上臈下臈の位

俗間云官位の女位上上臈と〻

曲侍号上臈 俗間云官位の女位上上臈と〻

著赤青色 親王大臣の〻位上臈と〻

候御陪膳 ところ〻あ〻きこ〻あ〻ハ俗位なる

也不補此等職

上臈 同大臣女或大臣孫也

聽色 大臣女或 同大臣云上臈等号大納言海人藻芥云大上

大臣孫也 下器 ハ三位号内侍の女や

小上臈 不謂善惡 同大臣云侍臣右公卿云大上

公卿女号小上臈 公卿女号小上臈 中納言孫 孫或為小上臈

公達女勿論公卿 孫或為小上臈或日吉社氏の女なと〻 侍臣女

為中臈 下器 也等級なと〻 俗位の誤と知

續 被官と〻小位 号中臈 下器 名也 下臈 諸侍賀茂日吉社司等也皆称 僕

今按ずるに孫云左右衛尉大相當位上小相當正七位上

虞名金吾校尉とあり同書に左右衛尉大相當位上小

相當正七位上唐名武衛校尉とあれハ官位乃者尉と書

ずハ非なるこ沙なり 但し右左衛尉と書とよみ

上臈下臈の位

俗間云官位の女位上上臈と〻

著赤青色 親王大臣の〻位上臈と〻

候御陪膳 ところ〻あ〻きこ〻あ〻ハ俗位なる

也不補此等職

上臈 同大臣云上臈等号大納言海人藻芥云大上

大臣孫也 下器 ハ三位号内侍の女や

小上臈 不謂善惡 同大臣云侍臣右公卿云大上

公卿女号小上臈 中納言孫 孫或為小上臈

公達女勿論公卿 孫或為小上臈 日吉社氏の女なと〻 侍臣女

為中臈 下器 也等級なと〻 俗位の誤と知

○中臈 昔号命婦 侍臣女以下也 諸大夫良家下臈 陰陽道等

諸侍賀茂日吉社司等也皆称 僕

續 被官と〻小位 号中臈 下器 名也 下臈 諸侍賀茂日吉社司等也皆称 僕

俗号に僕使を被官と覚へしるしあり

今按ずるに非なり公事言葉に被官に附後場式

に古政家の被官などに見たりしるしあり

續 雜色といふ説

俗号に雜色といふ奴僕のことと覚てそうかあり

爲に非なり 檢案大全に雜色良家子補之 良家子法吏子弟などみへたり

續 博士陰陽師の説

俗号に占ト巫業とする者を博士と号し陰陽師とあり

今按ずるに獵系大全旬解等に古へより陰陽博士天文博士曆博士

文章博士音博士書博士明法博士医博士算博士

博士等見あれは占ト巫業と云者をも博士と云

博士と云へ又陰陽師を獵系抄に相模国

あれは妻の者とは云ざる故なり

續 長者といふ説

俗号に富豪なる者を長者とよぶ

今按ずるに法華經信解品に長者窮子喩

同譬喩品に長者の説あり 末尾に名ゆ 龍譯名義集云長者西土

豪族富商大賈積財鉅萬咸稱神相全編云手仏如龍尾必作大富長者 説相かゝる

又北史宋苑云長者十德一姓貴二高位三大富四威猛五智深六

年耆七行淨八備禮九歎十下歸 説々右に見へたり 朝廷長

者といふは官名なり 種類同氏の内の司とする家の同じ武家

は相模国を称して氏の長者と云俗に云宗主なる長者と

称するあり 云民なる者あり 地主なるあり 豪富なる者をかきりてしるしあり

續 百姓といふ説 補 姓氏を別

俗間農民を百姓といふ

今按ずるに非なり百姓とは諸

庶民也孝經疏云百姓謂天下之人皆有族姓言百舉其多也考

元志云 又云百姓八十氏 又云一族小公卿二十氏武士八十氏合て百姓と云多也 勿論古民の中にも

補 詩經集註云百姓

[illegible]乃姓氏録[illegible]古民のこと[illegible]て百姓に[illegible]
国[illegible]元恭天皇[illegible]諸国に勅して湯とさう神[illegible]
姓氏録[illegible]後[illegible]
一千一百八十二氏あり世[illegible]
源平藤橘の四姓のみ[illegible]
仍り系図[illegible]
補 姓氏録元一門なり姓八體にて氏に用ゐられもせるなり
源平藤橘姓なり姓八方世まで新田足利小泉菊池
故に源氏平氏藤氏橘氏とも新田足利菊池
橘姓なれば[illegible]
とのあり又非なり[illegible]
続 奏者小[illegible]説
俗に云次乃者弘奏者と云
今按[illegible]非なり海人藻芥云近日奉行[illegible]人等[illegible]次
[illegible]奏者と称[illegible]
[illegible]
[illegible]

俗ハ小ニ若ケルトノ式宰人ト書

今按ズルニ非ナリ宰ノ字ハ續字彙補ハ與牢同ト記ス字彙ハ牢

所以拘罪人也トアリテ若ケル者ヲ浪人ト書ク山字柳子厚ノ説

ニ出テリ文苑彙雋ニモ浪人踪跡無定止人也ト見ヘタリ 貝原好古説

續 檢校勾當ノ説

俗間ニ檢校勾當ハ盲目ノ官トシテ覺ヒタル者アリ

今按ズルニ盲目ヲ不かきニ比シ山令則峯ヲ一山之主ト檢校トシ

檢校ハトモニ僧官ナリ日本推古記云自今以後任僧正僧都應檢

校僧尼トアリテ猶原大令云御佛事之時納言參議檢校其

事曰之俗檢校又云勾當專當在于眞言家禁秘抄云掌侍六

人正四人權二人權自上古有之內侍內侍為勾當職原大全

云內侍則指掌侍也此四人內第一曰勾當內侍今長橋局也

又閑白家ニモ勾當トアリ職原抄拾ニ勾當ハ執柄家乃

職事ヲ行ヒ者ヤトアルトアリテ其ヲ知ル

補 漢倉百官ノ説

俗説云漢朝百官ヲ示セテ私百官ト字ヲ付ル也ト漢倉百官ト東百官ト

今按ズルニ朝漢倉百官ト字ヲ付ル也ト漢倉百官ト東百官ト

相對百官ト云ヒ説モ成リ一本ニ猶以下の書ニ見ル俗ま

ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

典籍に見えざる所に通暁する事漢音のごとし大織冠
鎌倉執政の元百済の尼法明刺史として呉音を維摩経とよむ呉
音のごとしなり仏書とよむ呉音を用ひ儒書とよむ漢
呉音と然り其故如何 本朝学原日本俗説百済の尼法明を本欽随家に尼とあると考へ云

器用

補 再拜の説

俗間に麾と再拜とふ
今按ずるに非なり孤原枕句解自丹宗肉云中世麾を紙にて作り
其形ちの移るに似たり麾と再拜とあやまる也八祝祥契
俗のごとく先に四度の拜の事を再拜 江家次第云本朝之風四度拜神謂之両段再拜也
書にて見るごとく麾にあらずして扇なり
ごとく紙にて麾の名にふれる作なるべし

音楽

續 想夫憐の説

高麗楽名 俗間の書に琴の音にかなひ俗間にて想夫恋に楽なりと記す
楽家にあり此説に今按ずるに卓氏藻林云相府蓮樂府歌王儉為南齊相一時所辟皆才名之
士時人以為入儉府為蓮華也謂如紅蓮映緑水今號蓮幕者自儉始後
世訛作想夫憐此説是也

畫圖

續 鍾馗の像の説

俗間に鍾馗大臣の像とて学ぶものあり想夫恋に楽なりと記す
今按ずるに補 宋沉括存中補筆談云宋征西將軍宗懿有妹名鍾馗後
魏有李鍾馗隋將喬鍾馗楊鍾馗然則鍾馗從來亦遠矣非起開元
之時始有畫耳鍾馗字一作鍾葵○續博物志云俗傳鍾馗起於唐明
王之夢非也北史云尭暄本名鍾葵字辟邪干勁字鍾葵宋愨妹名
鍾葵非特明王時但葵馗二字異耳又曰終葵菜名本草綱目云謹
按爾雅云鍾馗菌名也考工記註云終葵椎名也菌似椎形故得同稱
俗畫神執一椎擊鬼故亦名鍾馗好事者因作鍾馗傳言是未第進士

能吟鬼遂成故事不知其訛也とあれハ信用するに足らず

此段小補

歳時

補 七夕の説

俗間に七夕と書て たなばたと訓する事あり

今按るに上代に天棚機姫と云ふあり舊事紀云令天棚機姫神織神衣古語拾遺同上倭姫世紀云天棚機姫令織太神和妙御衣是名磯宮殿舍考證云齋内親王川原殿院是也欽類聚神祇本源云建八尋殿屋令天棚機姫神孫八千千姫命織太神御衣遷幸要畧神名畧記所載同上と所見あり

續齊諧記に七月七日織女詣牽牛これハ武丁と婦人と言成物語樂府に千載之下婦人女子佞為口實可也文人墨士乃場乃宿使天上列病被汚穢不潔可怪之甚耶○紀英文家集云七夕紀名の事ハ此なるべしハ小ゝ難從云牛女たなばたと訓するなるべし

廣益俗説辯巻十終

廣益俗説辯巻二十目録

雜類

○佛家

續 佛像を彩色する説 訂補

同 石佛生汗説 訂補

同 佛像光を放ち言語説 訂補

同 佛を石に畫附 石に文字を書説 訂補

同 名山に〳〵佛の出現を相する説 訂補

同 佛舍利の説 訂補

同 百度參詣の説

同 妙見菩薩の説 訂補

同 古比丘に八幡特あるの説

補 古の僧牧と封を掌説

古比丘僧石に畫く説

續　現在地獄ノ説附　龍燈湯泉　訂補
同　地獄ノ説多説
同　住持ノ説
同　極重悪人ノ説
○草木
補　本説代参ノ説多説
○畜獣
續　馬角ノ説　訂補
同　牛黄ノ説
同　狗寶ノ説
○魚蟲
續　くハゼ見ノ説　訂補
○俗説辨ノ説
○俗説辨引用書目

廣益俗説辨卷二十

雜類

佛家

井澤長秀　輯録

續　佛像ノ彩色ヲ説
俗説ニ佛ハ黄金ノ膚ナリ故ニ落ル花ヲ拾フ
今按ニ尚書故實ニ云佛像本胡夷朴陋人不生敬今之
藻繪彫刻自戴顒始顒嘗刻一像自隱帳中聽人臧否
隨而改之如是者積十年厥功方就　戴顒ハ晉の時の者なり
大智度論云天竺國熱以身臭故以香塗身　今佛像ニ黄ヲ塗ルハ
筆疇樵談云或問浮屠氏以身爲旅泊何必彈費金朱華
耀土木曰小人性貪非窮奢極侈無以起其信心乞等説
〳〵考〳〵知ル　此段訂補
續　石佛生汗説
俗説云あれ山ノ石ノ花あり此花ハ汗と生ル乞此花ハ

[illegible]云

今按弘小拾異志云夷陵有陰陽石陰石常潤陽石常燥
旱則鞭陰石雨則鞭陽石皆應廣輿記五雜組又同 晋書云北山有梁石
白石仅雨石相去則水潤閑見雜録云堆峽尤有大石擊石水自石下。
自流。天寶遺事野客叢書云學士蘇頲編云魏國公家一對鴛鴦硯垂處則硯水
鑄為筆架嘗置硯石之間每天欲雨此石架津出如汗 宋名臣言行録小
云孫甫之硯也人の許よりある者硯を求めて此硯
を得たりと云ふ水を價三十千やすいと云ふ孫甫ある人に一擔の
水を出つらは三貫を買て行さんと云ひ
て此硯を求めあるに人の云ふ云ふ國足摺明神の社内よ
潮石とあり此石潮のうるをまちて石の
色変ずと云ふ

續佛像光を放つ事

俗説云ひとりの人穿化婦ありて
ひ彫ひ奉りしに未世まなひ不伝ふ

此段訂補

鎌倉志云塩常地花
八道端辻堂内ニ有
石像ナリ光觸寺ノ
持分ナリ六浦ノ塩賣
鎌倉ヘ出ルトニ商ノ
最花トテ塩ヲ此
石地藏ニ供スル故ニ
名ノ或云昔此石
像光ヲ放レヲ塩
賣ヲ作ミテ鹽
ヲ嘗サセケルソ
ヨリ光ヲ不放故ニ
名ノト云異域ニモ
亦是アリ明道ノ説ヨリモ下
下ニ又ル所ト同説ス

灵験を求めるもの

今按弘小説非なり名ある人今浪洞洪石を求めとるべく
神佛の像を彫ふ人倫禽獸の形を彫ふ弘とも今洞
石を求ふ人妖怪なり言ふ所ふ事なり其性なり若しの中
あるは妖怪なり前漢書云昭公八年春石言晉晉平公
問於師曠對曰石不能言神或憑焉左傳云昭公八年
石言于晉魏榆又云晉劉曜傳石言於陝神代卷云
蘆原中國者盤根木株草木猶能言語とあれ共
なるべく又光を放つるものとは二程全書小程明道先生京
兆鄠縣の令に任せるこれ南山の僧舎小石佛あり歳其
首光を放つと云ふ男女あつまりて視て盡日
此事明道の行狀に見へ又此塩賣
モ如何ナル人ニヤ
故となる者もそれを拭ひて
せうしめて知りて
光を放つ事云佛
光を現ずること
予以其事説類因記茲

先ヶ岡〳〵ゟ之光と現ゼ弘法ゟ[illegible]
吾職事あれハ[illegible]其首と云て[illegible]
いとれ[illegible]ハ[illegible]ゟ光弘現ゼ[illegible]
石ゟ憑[illegible]ゟ[illegible]云と[illegible]
佛像目弘線〳〵光弘[illegible]ハ[illegible]ゟ[illegible]
和し[illegible]ハ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]

日中照之有五色如佛頂圓光因名之酉陽雜俎云鏡石濟南郡有方山山南有明鏡崖右成都記云石鏡瑩徹如鏡とあり光彩のそなはりあるものなり

此段小補

續 佛舍利の説

俗間小佛舍利と云て芋ふとの如き事

今按ずるに小佛舍利は希世にてふせとの如き事文類聚にあり俗西域に遊て佛牙を得たりとして明宗に献ず大臣に示す三免を賜ふ翰苑に斧とあり

[illegible]

廣の右宗[illegible]波斯の胡佛歯と云ふ人とあるも[illegible]

見るとの市のごとく大史傳奕とりふ者を[illegible]

[illegible]

と[illegible]

[illegible]

又階唐嘉話云金剛石出西番天竺諸國雖鐵椎擊之亦不能傷惟羚羊角扣之則灌然冰泮番僧以充佛牙是也東坡物類相感志云羚羊角能碎佛牙人髮根可粘起舍利又云貘歯骨極堅又刀斧椎鍛鐵皆碎落火亦不能燒人得之詐充佛牙佛骨以誑俗時珍曰世傳羚羊角能碎金剛石即此物相畏耳又云人患石淋有石塊刀斧不能人專心生癖有病癥塊凝結爲石牛黄狗寶鮓荅皆獸之病也沙淋石淋舍利子皆精氣之凝結也ゆゑに考知るべし

霊雪録云如試舍利子以童男女髪根可引綴髪上也

此段小補

續 百度の糸詣の説

俗間小百度の糸詣とて[illegible]

今按ずるに中[illegible]埤録云都陽何梅谷は儒學にして[illegible]年老て佛とならんと日て[illegible]小観音九名号を遍とて[illegible]梅谷他の[illegible]

[illegible]ある日梅谷多小素とふて再三小
[illegible]梅谷[illegible]
[illegible]二度三度[illegible]
[illegible]
[illegible]今俗間の百度の[illegible]

續 妙見菩薩の説

俗説云妙見菩薩ハ神なりて文号を用ふてあり

今按ずるに妙見菩薩縁起云妙見菩薩或ハ班足王や摩醯首羅とあり上元大乙神やなる天ハ在て八小斗星漢土武上帝やとあり

あれよりして考ずるに妙見菩薩ハ北辰菩薩陀羅尼經云我北辰菩薩名曰妙見處於閻浮臺衆星中最勝神仙之仙菩薩之大將 大智度論云妙見菩薩有事名喜德 法苑珠林云時有菩薩名一切妙見

班足王ハ賢愚經云閻浮提有一大國名波羅奈國王曰波羅摩達王入山獵戯林中有牧師子王從師子成欲事師子從是懷胎日月滿足生一子形盡似人足班爛字爲班足王 大智度論作摩足王 又仁王經詳記之 摩醯首羅ハ代醯編云摩醯首羅扶南國王也 摩醯首羅の事 大智度論精見 上元大乙神々漢書云祀太乙以昏時祠至明 綱鑑大全云漢武帝原云宋天禧二年閏四月詔加真武号東太一中太一白氏文集戒 太乙祠事物紀 永叡仙詩徐福文成多詐誕上元太一虛祈禱以世詩見之仙家宗之 西太一 中太一 永明

北斗尊星ハ太上感應編云三台北斗神君在人頭上錄人罪惡奪其紀筭 抱朴子云熒惑火精生朱鳥太白金精生白虎歲星木精生青龍辰星水精生玄武辰星八則北斗當星也 眞武上帝ハ玄武なり史記云北方玄武同註云北宮黑帝其精玄武 後漢書云玄武北方之神龜蛇合體文選註云龜與蛇交曰玄武北方之神獸又云太一常居後玄武 朱子語類云玄之龜 位在北方故号玄武 蛇身在鱗甲故云武云 [illegible]虛危星の形なり[illegible]小方と名つけ[illegible]玄武七星[illegible]今玄武とつ

て玉殿宇を飾り蛇と下に化して小蛇数多人雑俱
玄武を朱雀白虎と四方九神なり後世
北と為りて蛇と化して廟を建て小方丈に祀る
白虎蒼龍の神は亡滅して祠なし

按國語云虢公夢在廟有神人面白毛虎爪執鉞專
鉞西方白虎金正官山海經圖贊云西方蓐收金神白毛虎爪玗蛇執鉞專
司無道列仙傳云西域房陵間有白虎神好飲人血祭地記云金精化為白
虎虎苑云虎贊曰白虎金精岳陽風土記云萃容令宅東北有老子祠曰大
皇離門門之左右有二神道家所謂青龍白虎也白虎神は陰陽家より云金
神なり朱雀
蒼龍神は未考

乃ち見たり霊符像の前小蛇と玄武は今
神なり孔なり

天竺の神仙伝に見たり

城四方

日本天竺記云河内國安宿郡信夫原者拾見
菩薩姫姫方今法ゑ[illegible]

拾芥抄云妙見寺在王
城西

小野宮年中行事云
妙見は後朱雀帝長暦年中宇治関白より始令
小野宮有[illegible]

其理[illegible]
[illegible]
[illegible]

作りたるものか〜今世文明の人の手にかけて
ばい故下幼稚〜なれむ故伝説を用ひられたるを知て
まみえたるを見たるは、すなはち元の伝説なるべし
今の伝説にもあるべし仏伝法華経
うたてしく想出といふべきなり

補 古代僧数と封ずる説

伝説云ある国の農民の家の門の一間に数万紀と云あり
元ひむかしあり伝説家に数を対〜
さる故なるべしのもの〜

今按ずるに元の陰陽暖冷よりて数万紀不
可〜宇宙広廣物なるべし事実〜源説国
鴻侯海部郡郡数四百四と云ふ時と屈きて
事経なるべし不あり聴合就 豊後国海部郡数伝説
〜白浜思浜〜あり真石ひとつとまじる

白石なるべし縄とひけるもの〜 肥後国記 海藻国〜伝説
新石〜村あり伝説小。新石は南なりとひよ
桃の木を植ゆる伝説の方の説なるべし新
石の方伝説〜ものれ新実なるべ
石〜伝説一屋敷〜

補 古乃伝説〜畫形説

伝説云ある国〜伝説書形〜
〜物語〜絵と書形〜
今按ずるに非なり色は紀伝石のもの〜貝
承益軒云大明一統志云南平縣花紋石出色青紋
素有山水禽魚形狀者〜彼土者不北海岸の岸風岩
〜〜石ありて文黄褐なり其紋理人物禽獣蟲魚
等形〜〜数〜 奥州形〜 雞尾の〜 又云不要石
〜〜物の形〜〜〜今洋物思山志小の雞籠流家

宗像大宮司[illegible]伝法院[illegible]
北国月山の谷よりも[illegible]石あり[illegible]日本辛[illegible]考
云[illegible]国海の渚の石[illegible]
肥後国東池孤迫間[illegible]
武具と書て甲冑鞍鞍鐙幕[illegible]

續現在地獄の状 附地獄湯泉

俗説に伝法の濱間山城中の立山紀伊の温泉岳肥後
に阿蘇山薩摩の霧島岳は現在の地獄なりこの故に
樟[illegible]地大和湯涌罪物[illegible]
今按[illegible]神異経云南荒外有火山晝夜火燃
暴風不増猛雨不滅瑯邪代醉篇云西海西有浮玉
山山下有穴穴中有火其色如水波濤灌蕩而光
不滅名曰陰火又云韶州府城東南五十里有湯

泉能熟生物泉中時見赤魚游泳 補文選註云蜀都
有火井中常自出火貝原氏云温泉あるは[illegible]
[illegible]
[illegible]
怪物志云石硫黄出彌山去高昌八百里有石硫黄數十
丈縦横五六十畝有取硫黄晝視孔中上狀如烟而高數
尺夜視皆如燈光明高尺餘本草云盤國有火山山旁皆
焦溶流數十里乃凝堅即石硫黄貝原氏云信州浅石岳越中
[illegible]
[illegible]
[illegible]

以則然人取為燈燭就法國臭水村のあやしとふハ[illegible]日
[illegible]紀云天智帝御宇七年就石[illegible]
[illegible]石炭日本[illegible]
菴罕記云石炭今西小石殺し[illegible]
石炭漢地理志[illegible]

海賊陰火潛然按見于文選初不知其説後見嶺南異物志
海中水遇陰晦波如然火滿海以物輙手之散如星火有
月不復見意玄虛指此耳肥後八代郡不知火者於郡沖四火
時珍云海中陽燄如火焰起於水面世亦比此海東諸國記
云日本下野國有火井產硫黃下野國宮八幡の烟[illegible]
為烟[illegible]羅山文集云水面霧氣氤氳

此段訂補

續 比嶽[illegible]

俗説云人死してよみ[illegible]比嶽[illegible]
儒士の説[illegible]比嶽[illegible]
今按[illegible]佛説比嶽[illegible]
[illegible]

[illegible]比嶽[illegible]
[illegible]
[illegible]

俗男女を年〻信仰し奉る

今按ずるに山房雑録に信仰者住一切菩薩智不住境界諸仏之正法論に不謂仏を信仰とあれば信仰とは見るべからざる云々

續極重悪人と云ふ説

俗男女尊卑を問はず極重悪人と云ふ方便仏名称法門得生極楽と説きあれば善行を修し戒法を守り邪行なく悪病の死夫は学文修行は方便なり唯一念の念仏を勧め極楽を願ひ求めんと思ふ故なり然れば民云ふ山文は加ふるに悪行ゆるすものなりと云ふ

（略して）悪は人〻悪とも不義を申す良知あれば悪人盗賊なり、これは一命を捨てるものあり然れども細〻これを思ひ合せてこれを申すべし

別りんと思ひて又極重悪人の文は西域より渡る偏なり

の翻譯なれば文字をあらまほしく文悪人と云ふ文力つ称力人〻あれば非説なりあやまれと雖ども人説倒もと主ひとしき説きくひきれば念仏説なれば信ずるものあり〻仏説まふ極重悪人悪説なるものあり〻今の世も悪なるいふひと〻

弟人中の廣〻中〻大悪とあるを文力〻かるべし

蒙昧の者は理とひきせてと得心せず称ばせて念仏ものとかれ

日本水土解

草木

補 木説代てきて説のごとく云ふ

俗男小古説木説代説

今按ずるに蒙昧なる者是ならに樹と荒神杜神竹林神なりひかるる飛程なの歌物を樹に依説しく愚盲の者を樹をけり〻説と説きて説なり

見えたり朱子宿類云ある人くゝ乃ち李之と云ふ者あり
て死して厲となる曲礼に祭祀仏事あるに必ずの
ゝ人ゝ乃ち饌具成て乃ち若かくのごとくせれば祥食
ゝ〻〻〻

俗説云ある國にくさ貝と云貝の石となりしあり色八ひ
くあり伊勢浦人貝殼とちがひとこひらふ人去
くに貝なりとあり人殼ハ年にかりひ殼をも
ちひて石となりしと
今按ずるに本草綱目云石魚出湘山縣石魚山金臺
紀聞云郡縣河灘上有亂石中有石魚長可二三寸
天然鱗鬣或雙或隻不等本草綱目云石蟹生南海
是尋常蟹年月深久水沫相著因化成石三才圖會
云石蟹出南海今嶺南近海州郡皆有之海槎餘錄云石蟹生崖之
椅林港桂海虞衡志云石蟹生海南形眞是蟹海沫所
化又有石蝦亦其類也按ハ海沫の化して石解と
なるもとく記やり朱子の説ハ山の螺蚌數或石中
ようしてあるなれとも山石ハ舊日の古螺蚌なり
り則石中ハ物変して石となり物変して

剛なるとく石魚石蠏もこれかんんかとくなれとも石
ハくさ貝も貝の石となりしなるなり云伝國安南唐
交趾の貝小ハなるこあり
村の山の貝ハ似たる石あり色黑も古の天地のこれの
貝なるべしとなるしむるなり　以上訂補

補　俗説辨ノ説

或云本世ハたこなるとの本の神書を見るにあるひと
神代ハ貝也と記しあるひハ神代の時を遠きと今吾
ふるあること云ハ俗説弁と見るに神代のことなる
人物の臧否を論ずるとハ石相ハ
ハとハ人物の臧否を論ずるとハ石相ハ
ハとハ人物の臧否を論ずるとハ石相ハ
ハとハ

ゐることをいとひあつたゆゑにこれを
かゝせ山編考に神祇の事とおもふ
よりこゝにもこれを俗子の目にて
抵乃至世神及ぶ明理を知しめんと欲且人物雑類の
中にも神及まあつり世用に補あることのあり怪異を雅
き事にて改るものあり見聞人の物をはなれこれを
うひかへ〳〵○或云古事より事物の名事八其
まゝ〳〵にこれあり今これにあつて分知つて
ゐるゝふ者あり者 答云過而能改過而不貳八
聖人の教なり書をよみ古を知んとて
こゝにひかへふ面白ものあり事物の名事八其
あゝ〳〵知されゝとゝ以(分八他の長所ひ己ゝ悪所
あるゝその遁辞なり〳〵)○或云古ゝ俗説年の名を
と云ふ車輪物ゝ以ふ

ゝ説見て和ゝ〳〵ゝ世俗員
陋なりゝ以ゝ以ゝ説ゝ年のあるゝ事説を云ふのあるハゝ
ゝ改ゝ事ゝ説ゝ事説知ゝ人あるハ則ゆゝ〳〵ゝ己を
ゝ〳〵ゝ先〳〵他ゝ〳〵ゝ那ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ吾子
説ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵俗説年のゝ説ゝ和ゝ後見ゝ〳〵
識者の目ゝ物ゝ〳〵ゝあるゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝあるゝ説ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ和ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ車輪物ゝ〳〵ゝ書ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ

なり或云ふ下のありひらこころの書とつくる和字を用ゆ
漢字に書（ものなり）答云ふ平ク元〻明ところ八むとしは童
蒙のあはきまてあつて逆識きまうんとしあるこれをも
てさきやまかんを紙ものの文字を書ものの人ハこころ
神儒の經典歴代の史録と用して曉まへ〻かんをかう
弁論とまうんや用言ふ初して父子ちひて武はあり
十歳より二十の六歳まで乃ちまてはいたつて武伝講して
いとあの〻〻まま〻書伝をもつとも用ゐる食
かまて布邦まうんの後そのみ書とまあるてはれそう
なりと悔〻宿物の悔をもとめ讀てれこそ後ハ
色部とまうん所なり且書籍をもこれ〻今四
十を除るまて元功なりかれ狩猟酒の者のまを知れハ
記なりなふさまうあやまりも多りなん若他日あやまり
伝あり〻孫人あり〻ふまれいちわるあり所をもる〻

○あり孫人問云一書ハ俗伝弁大己貴の説ハ非なりとて佛説
俗説引て慶訶欲羅大黒天神なりと記し大黒天神
ハ小方の水伝命ものなりと夷子を事代伝命とする
ハ非なり夷子の形體をとれハ歌小烏帽子といふ記方小指衣
袴と表尤の服ハ鯛魚をいふ記右の小狩等をとそう神代
ハ烏帽子指衣袴あ為ものいふれかし思ふ上古漁の上あ
りと答て神ハ〻ひもそとなりつけそうものあんとあり
いひ答云右ハ不得慶訶欲羅大黒天神ハ南海寄帰伝佛
祖通載ハ為ものなり不なり俗説雑ハ大記貴を大国と
大黒に混ぜ第ハ〻ハ面加義大黒夷子記白井氏神社格蒙
ふ為ものなり不なり伝説の大己貴神と天竺の大黒天神と
名ものとハ〻ハ神佛混淆神ハ異なりもの〻まあ〻ハ
大日とまうて大日霊ハ混〻宇賀神とまう〻宇賀御魂
ハ混ぜ為ものなりひなり〻そ〻ハ〻ひのいま〻見〻ものと

陵といひ死亡のいまゝ屠らさるとの説撰とゝ月の具と親と
〜車の輪とも初とゝ名同〜一面実是なれとも
ゝ後とひ〜〜又大是天神ハ小方水と祭ゝ名説附合なり
尤拙ゝ又天ゝ水飛鳥為愧ゝとゝ記物云ゝ名と看て
神代ゝ方ゝ記後ゝ為ゝ非なり神代の諸神ゝ
何と云ゝ記〜ゝ記〜ゝ書籍ゝ名ハ後世ゝ
いゝて神像とゝ者己ゝ名ゝ海ゝ世ゝ〜ゝ〜ゝ
仏像と蒙給ゝ〜ゝ〜ゝ〜

なりて見えず伊蒜法師は軻遇突智と隣して化去と云ふ
子細あり度会延佳神主云伊蒜並弓見焦而化去と云ふ氣消
息なしと云ふ八伊蒜並八法神の月と一法せし始て十
月まこんなり参宮一陽来復して一法退化始めなり
参宮退化始め四月紀陽の元と云ふ陽大さんして
法神絶て無紀大神軻遇突智の生なり
並当やられて化去と云ふ
ひろ人問云一書に債倍説辨に醫師の藥師佛を作る八
非なりと云ふ誤なり醫師八人を生ずと云ふ者なり八
生氣と合ずるなり藥師八東方發生の本氣なり紀に
なり佛書を仮ずるなり紀やあく理なりなく佛と見る
しやありいむ答云人と生ずと云ふと云て寂滅と
楽と生ず佛に生氣と合ずるなり言ふ者八相違
同て異なりむし乖と揩と紀響くものあり共揩の紀

と云て物なくしひと乖の利なくして物なく
なりさるなりなりなり実人なりなく法乖とて法揩と
西さいんとひくさるなりなく韓非なり見て
さる佛なり向く生紀なりなく相生相伐なり又佛書紀
なるなり紀や先なく佛紀見なくしやなり乖なり非なり乾佛
儒なして神儒とそなりなの私言なり和なり佛と排くと
天照太神は排佛法息なり神勅なるなり孔孟の吳偽と云
そなり紀朱乃佛老と排とし教戒なるなり云なり
神儒く佛なの正教八黒白のなり紀やなくなれども共紀なる
なるなり神儒八佛なるなくなるなりむなり魯なる人なり
そ実なて商竺と云なり人と見なりて之都なる紀なて商竺八
なるなるなるなる其なまなり知なりてえなく商竺八知なくなる
紀とくなるなりて紀なるなくなるなるなる
老なるなく紀なるなり呂氏春秋なる見なるなり佛とるなる

神儒とふくむ人々はなはだ多し
是〜○或問云頃日俗説辯弁號する書あり世人の他
なりとて参考を作志と知るを論ずる不可也佳
○或問云足下の俗説と辯を以廣益のごとくてやまん歟答云
書を按ずるに風葉麿撰の作〜抑〜は作て有ること奉
此半紙をんを以書に〜〜まんや他日得ることあらば
ちなみに後編〜号〜して延ち著(アラハス)是〜

廣益俗説辯 引用書目 不拘次第

日本紀
日本紀私記
古事記
日本後紀
三代實録
類聚國史 菅丞相
歴代編年集成
大鏡 一号世継物語 清原良業
増鏡 又号弥世継 一条冬良
倭姫世紀 一號太神宮本紀
鎮座次第記 一号阿波羅波記
神名秘書
二所太神宮儀式帳
日本紀纂疏 一條兼良
舊事紀
同鰲頭 出口延佳
續日本後紀
古語拾遺 齋部廣道
扶桑畧記
本朝編年錄 林羅山翁
榮花物語 赤染衛門
神皇正統記 北畠親房
鎮座傳紀 一号太田傳紀
鎮座本紀 一号飛鳥本紀
類聚神祇本源
二所太神宮殿舍考證 出口延佳
釋日本紀 卜部兼治
同鰲頭 出口延佳
續日本紀
文德實録
同句解 藤原齋延
歴代皇紀
水鏡 中山忠親
續世継 一号今鏡
王代一覽 林向陽子
鎮座本紀 一号飛鳥本紀
寶基本紀
神皇實録
太神宮例文

神宮雜例集
皇字沙汰文
小朝熊神鏡沙汰文
元々集 北畠親房
遷幸要畧 出口延佳
神宮秘傳問答 出口延佳
同頭書 出口延佳
神代卷口決 忌部正通
同講述 出口延佳
同白雲抄 白井宗因
神名帳頭書
神祇編
神社考 羅山翁
神皇系圖

神宮雜事
伊佐登美神考證 出口延佳
長寛勘文
豐葺原卜定記
遷宮次第記 出口延佳
同續秘傳問答 同
太神宮或問 出口延佳
同東家秘傳 北畠親房
同私說 白井宗因
色弗口決
神祇令義解
神祇正宗
神社啓蒙 白井宗因
諸神本系

伊勢勅使部類記
文保記
古老口實傳
國郡卜定記 卜部兼俱
神名畧記 出口延佳
陽復記 出口延佳
神事隨筆 出口延佳
同直指
中臣祓瑞穗抄 出口延佳
延喜式
大和本記
神祇拾遺
神社便覽
諸社志

諸社根元記
九一社本緣
八幡本紀 貝原好古
天滿宮故實 貝原篤信
垂加社語 同
阿蘓緣起
富士緣起
三社託宣抄
神道名目
神道肝要
神道深秘
公事根源 一條兼良
江家次第 大江匡房
職原抄 北畠親房

諸神社本緣起
九二社註記
賀茂皇太神宮祭記
三輪考 出口延佳
日本一宮記
速吸日女社記 自述
大黑夷子記 山崎垂加
六根清淨祓抄
隱顯集
故實問答 阿蘓大宮司
習合神道記
同集釋 松下見林
弘仁私記
同句解 白井宗因

九一社記 北畠親房
神異記
同註進畧記
藤森弓兵政所記 山崎垂加
阿蘓宮記 自述
嚴嶋道芝記
三種神器解
八幡愚童訓
神道大義
麗氣記 弘法
琉球神道記
政事要畧
職員令集解
同大全 植木氏

同纂註
弘安禮節
女官志
名目抄
尊卑分脉
正統錄
宇治拾遺 源隆國
古事談
東齋隨筆 一條兼良
大江佐國元永元年記
徒然草
兩聖記 藤原長親
本朝學原 桂下見林
前王廟陵記 同
百寮訓要抄 二条良基
官職考
女官考 中原職忠
公卿補任
大系圖
知譜拙記
今昔物語 同
續古事談
愚管抄 慈鎮和尚
園大曆記
野槌 林羅山翁
海人藻芥 惠命院僧正
將軍家譜 林羅山子
國朝佳節錄 同
禁秘抄
官位問答
裝束秘抄
姓氏錄 茨田親王
紹運錄
著聞集 橘季茂 茂
十訓抄 菅原為長
江談抄 大江匡房
康富日記 中原
小世継
寢覺記 一條兼良
本朝遯史
異稱日本傳 桂見林
日本歲時記 貝原好古

本朝改元考 山崎嵒義
和漢事始 同
本朝畫家傳
比賣鑑 中村惕齋
改曆雜事
詞不可極
和漢名數 貝原益軒
日本長曆
和名類聚鈔 源順
日本釋名 貝原篤信
多識編 羅山子
人麿勘文
疎魯理傳 佐々宗淳
朝野群載
本朝蒙求
點例 貝原益軒
同畧史
日本水土解 熊澤氏
危言抄 林文敬翁
雜々拾遺 藤翁
同續 同
和漢合運
下學抄
大和本草 同
庖厨和名本草
田村麿傳
本朝文粹 藤原明衡
菅家文草
諺草 貝原好古
東見記 人見卜幽
同通記 永井氏
大和小學 山崎闇齋
旅宿問答
拾芥抄
鍛冶譜
蕉子史記抄
和爾雅 貝原好古
同附錄 同
本朝食鑑 人見正竹
齋藤實盛傳 佐藤竹塢
續本朝文粹
同後集

性靈集 空海
蕉堅稿 絶海
和漢朗詠集 公任
羅山文集
瞽捜集 澤菴
自娛集 貝原篤信
玉造小町 俗曰弘法作非
同拾穗抄 北村季吟
後撰集
詞花集
續古今集
新拾遺集
新撰六帖
八雲御抄

東海一漚集 圓月
瓊華集
惺窩文集
活所遺稿 那波道圓
垂加草 山崎垂加
愼思錄 貝原益軒
集義外書 熊澤氏
古今集
同抄
千載集
玉葉集
新後拾遺集
夫木集
人丸家集

絶海錄
曉風集
南浦文集 文之
膾餘雜錄 永田道慶
文會筆錄 同
儼塾集 森尚謙
萬葉集
同抄
金葉集
新古今集
風雅集
新葉集
藻鹽草
菅家御集

小町家集
貫之家集
赤染衛門家集
山家集 西行家集
年中行事歌合
神道百首和歌 卜部氏
松葉集
竹取物語
源氏物語 紫式部
同花鳥餘情 四辻善成
狹衣 大貳三位
同抄
清輔奥儀抄
同異本

和泉式部家集
行平家集
檜垣女家集
李花集 宗良親王家集
百人一首抄
艶詞 冷泉隆房
續松葉集
大和物語 花山法皇
同抄
同岷江入楚 中院通勝
同下紐
枕草子 清少納言
同袋草子
無名抄 鴨長明

紫式部家集
周防内侍家集
忠度家集
慕京集 太田道灌詠草
六家抄註
大名寄
空穗物語
同抄
同河海抄 一條兼良
同雲隱
伊勢物語
同春曙抄 季吟
四季物語 鴨長明
同續

玉傳深祕
徹書記物語
載恩記 一号歌林雜話 松永貞徳
長明海道記
伊勢參詣記 坂士佛
西國船路記
豐後風土記
山城名所追考
堺鑑
南都名所記
伊勢名所拾遺
近江畧記
會津風土記 山崎氏
肥後地志畧 自述

袖中抄
清巖茶話
土佐日記 紀貫之
同道記
同頭書 出口延佳
白水郎紀行
雍州府志 黒川道祐
攝陽群談 園田氏
大和名所記 一号大和巡考
奈良鑑 一名八重櫻
伊賀温故
鎌倉志 カ石氏
筑前續風土記 貝原氏
丹後地志

祕中抄 宗祇
和歌祕講抄
同抄 季吟
道行觸 今川了俊
詞林意行集 宮川氏
出雲風土記
山城名勝志 大嶋武好
泉州志 石橋氏
大和廻記 貝原氏
勢陽雜記
紀州名勝志
常陸國誌 常陽
筑前名寄 同
隱岐視聽合記 藤弗緩

江戸名所記
東海道名所記
士峯錄 菅玄同
秋田城記 木村氏
有馬名所記
日本事蹟考
將門記
保元物語
同參考 今井氏 内藤氏
源平盛衰記
曾我記 伊東氏作
太平記
明德記
菊池記 自述

四國記
勢海地志 篠氏
蝦夷文談 等躬
壺碑銘
佐賀関記
日本奇跡考
陸奥話記
同參考 今井氏 内藤氏
平家物語 信濃前司行長
東鑑 同脫漏
北條九代記
同參考 今井氏 内藤氏
應仁記
鎌倉九代記

讃州畧記
勢海名所記
名所方角 宗祇
信夫摺記 向氏
諸國故事因緣
國名風土記
奥州後三年合戰記
平治物語
同異本
義經記
南朝記
承久記
同重編
後太平記 南氏

續太平記 杉岸氏
豐筑亂記
櫟樟記 豫州河野家乘
會津四家合考 舟井氏
結城軍談
同抄 同
元亨釋書 虎關
同抄
日本霊應記
撰集抄 西行
寶物集 平康頼 但畧本
砂石集 無住
百因緣集
弘法傳記
西國太平記 橘氏
大友興廢記 杉谷氏
江源武鑑
新編東國記 興雲子
同戰場別記
北條五代記 三浦氏
同抄
同備考
日本僧傳
閑居友 慈鎮和尚記
廣寶物集 同
雜談集 無住
磧礫集
弘法大師遊方記
九州治亂記
同始末記
蒲生四代記
佐々傳記 自述
武者物語 松田氏
相馬百官 世言平將門定
聖德太子傳 平氏
日本霊異記 景戒
名僧行錄
發心集 長明
方丈記 長明
三國傳記
塵囊鈔
承和太政官符
眞言傳
地藏祕記
妙見緣起
大和怪異記 興雲子
五經大全
性理大全
二程全書
前漢書
隋書
新唐書
明季編年
綱鑑大全
戰國策
瑯邪代醉編
扶桑隱逸傳 元政
放生由來記
簠簋內傳 世言晴明作非也
三教和抄
十三經註疏
春秋左氏傳
朱子語類
後漢書
北史
宋史
明政統總
東國通鑑
宋名臣言行錄
唐才子傳
秘藏記 弘法
日待月待庚申待由來
同抄 附阿部晴明傳
四書大全
易傳 漢京房
東萊博議
史記
晉書
唐書
皇明通紀
資治通鑑綱目
國語
世說新語補
補筆談

開元遺事
華陽國誌
白虎通
隋唐嘉話
三才圖會
筆疇
蟹譜
大明一統志
事物紀原
北户錄
中洲野錄
桂海虞衡志
野客叢書
異端辨正
天寶遺事
呂氏春秋
風俗通
劉賓客嘉話錄
博物志
樵談
顔氏家訓
廣輿記
事文類聚
南海古蹟記
西樵埜記
成都記
杜祐通典
鬼神論
太平廣記
論衡
世法錄
薛方山紀述
續博物志
霏雪錄
圖書編
古今原始
吳地記
南唐近事
岳陽風土記
尚書故實
杜陽雜編
群玉韻府

新序
海錄雜事
月令廣義
聞見雜錄
希通錄
庚巳編
阜氏藻林
金臺紀聞
酉陽雜俎
拾異志
白猿傳
續齊諧記
搜神記
解夢全書
輟畊錄
登檀必究
書言故事
玉匣記
祛疑說
已瘧編
海槎餘錄
群碎錄
五雜組
異苑
山海經
神仙傳
續搜神記
北夢瑣言
海東諸國記
諸史品節
焦氏筆乘
中華古今注
拊掌錄
物類相感志
不求人 又号格物全書
玄中記
神異經
虎苑 六韜
山海經圖贊
列仙傳
遵生八牋
小窻別記

居家必用　莊子　列子
淮南子　抱朴子　韓非子
草木子　太上感應編　感應編纂註
神相全編　文選六臣註　古詩歸
唐詩解　唐詩訓解　楚辭
文苑英華　白氏文集　韓昌黎集
柳河東集　李太白詩集　東坡詩集
王維詩集　駱賓王詩集　薩天錫詩集
四十二章經　華嚴經　法華經
涅槃經　圓覺經　楞嚴經
楞伽經　金光明經　正法念經
賢愚經　普賢經　大日經
仁王經　雜寶藏經　大集經
大辯財天經　大黑天神經　大藏一覽

諸天傳　大智度論　祖庭事苑
義楚六帖　僧史畧　法苑珠林
佛祖統紀　佛祖通載　飜譯名義集
天台別傳　金剛界禮讖文　山菴雜錄
本草綱目　千金方　古今醫統
醫書大全　保生心鑑　壽世保元
字彙　續字彙補　會玉篇

總計六百三十二部（此餘所補俗說書三十餘部省其書目）

編輯既成而後隨考得所補入之書二十餘部今不暇舉書號于茲觀者可考知之

肥後州隈本府　井澤十郎左衛門長秀

廣益俗說辯卷二十終

倍説辨舊跋

想夫我　朝嘗有三書五國史等既行乎世以故欲稽歴代之事實者就而閲之則數千百載之陳跡若或親睹焉然童蒙婦女未能讀而曉漫信俗書之誤還失舊史之實孟子曰其易解也辭習可亦歎矣越僕不自虞試蒐輯偏賸多人口倍説本乎正史考於實録探其所由出譌其所謬傳記

以和字釐為一書目號俗説辨姑便之童
稱庶幾後覽士有取於愚者一得而猶為
僕訂補焉

肥後州隈本府

幡龍子井澤節長秀書

京六角通御幸町西江入

正德五乙未歲季冬穀旦

書林茨城多左衛門板行

文化十四丁丑春三月八日写
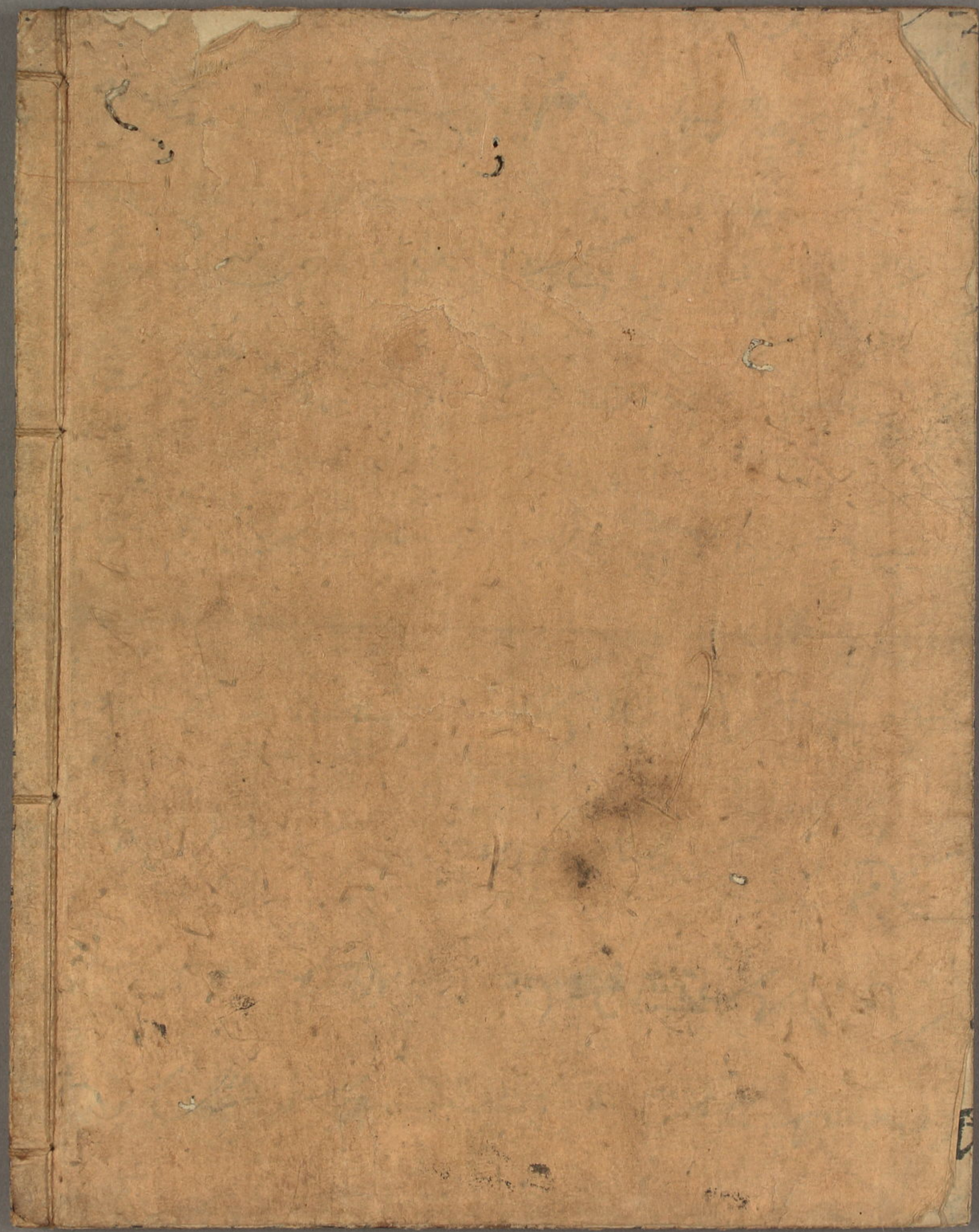
中村直道